

第1節 景観計画区域のゾーン区分

市域を地域特性に応じ、下図のように6つのゾーンに区分し、福岡市の景観特性や景観形成の基本方向を踏まえ、それぞれの特性を生かした景観形成方針を定めます。

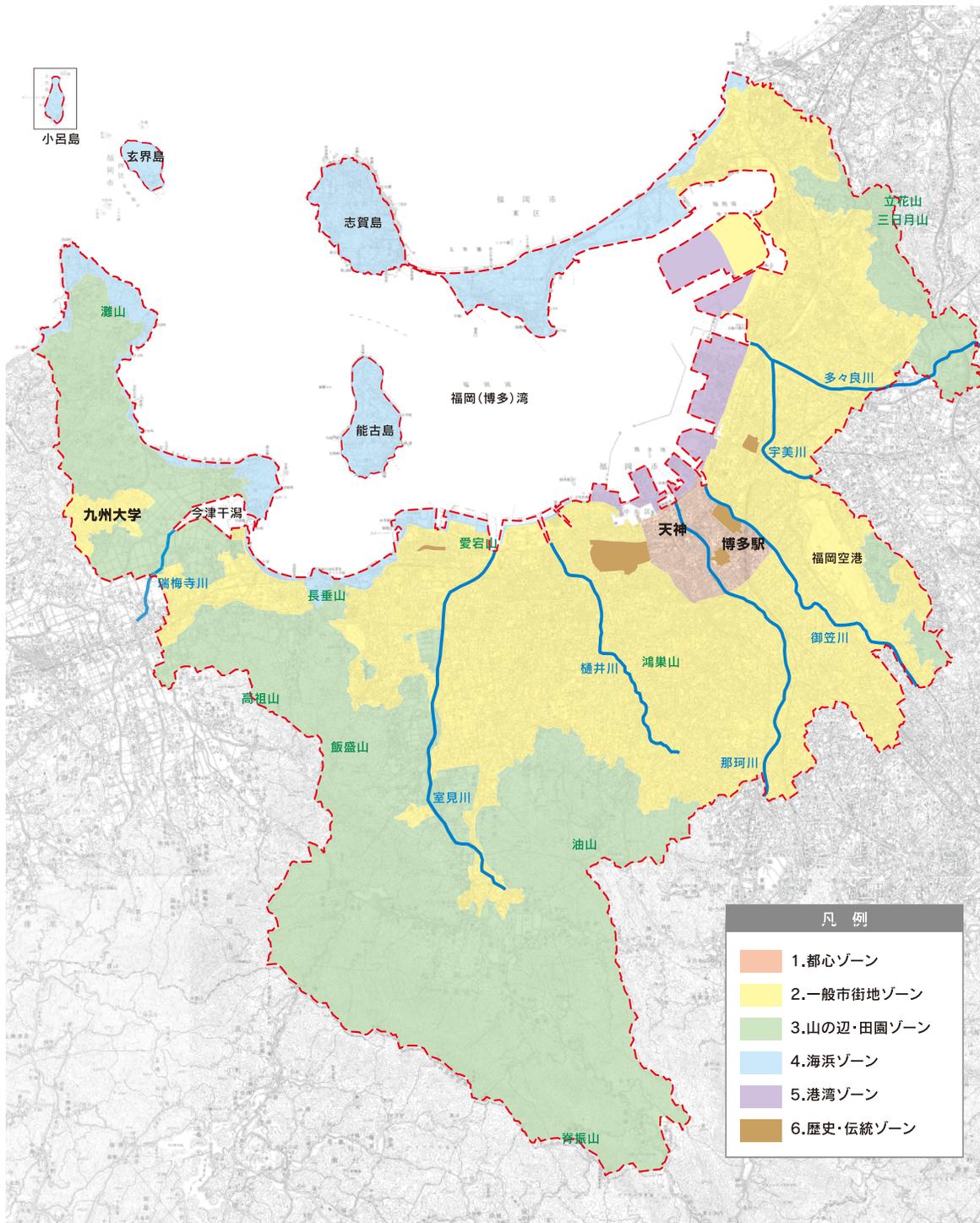


図 景観計画区域のゾーン区分

第2節 ゾーンごとの景観特性と景観形成方針

1. 都心ゾーン

<景観特性>

- 都心ゾーンの中心部には、都心主軸を構成するメインストリート(大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り、国体道路)や那珂川、博多川が流れています。
- 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様な街並みや賑わいの場所が形成されています。川沿いは都心にあって水辺や風を感じることでできる貴重な空間であり、福岡を代表する景観の一つになっています。
- 天神、博多駅周辺において、様々な交流を支える交通結節機能を有しています。
- 都心部には、東西に御供所地区と福岡城址(舞鶴公園)という福岡市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- 各メインストリートは、建物壁面線や歩行者空間の設えなど、統一感のある街並みになっています。

<景観形成方針>

- ・都心ゾーンは交通結節機能を有していることを背景に、都市機能が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡市の顔となるような街並みの形成に努めます。
- ・櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- ・西中洲地区では地域主体で情緒ある路地空間づくりに向けた景観誘導を行います。
- ・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、市民や来訪者が楽しめる花と緑豊かな空間を創出し、賑わいのある都市景観の形成に努めます。
- ・都心の多様な景観要素を結ぶ通りや広場をはじめとする都心空間の魅力向上を図るため、パブリックアートやウォールアートなど様々なアートの設置を促進するなど、彩りある景観づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際は、広場などのオープンスペースを活用し、水辺や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある空間演出を促進し、魅力的な景観づくりに努めます。



博多駅前広場の賑わい
(JR博多駅)



旧大名小跡地を活用した憩いの空間
(福岡大名ガーデンシティ)



都心中心部の緑溢れる空間
(アクロス福岡・天神中央公園)

2. 一般市街地ゾーン

<景観特性>

- 東部(香椎・千早)、西部(西新・藤崎・シーサイドももち)、南部(大橋)の広域拠点では、交通結節機能の高さを生かし、都市活力を担いつつ、行政区や市域を超えた広範な生活圏域の中心として、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能の集積が図られています。
- 多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
- 国道202号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線に立地する建築物は、高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールの街並みになっています。

<景観形成方針>

- ・市内各所の公園緑地において、市民や企業などの多様な主体と共働し、まちに彩りと潤いを与え、賑わいや憩いを創出する、花と緑豊かなまちづくりに努めます。
- ・多々良川、那珂川、室見川など、街中を流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
- ・広域拠点では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観づくりに努めます。
- ・九州大学箱崎キャンパス跡地などでは、周辺との調和と一体的なまちづくりに向けて、統一感ある街並みの形成に努めます。
- ・その他の地区では、歴史資源の活用、花と緑やアートによる彩ある豊かな景観づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺の街並みに調和した景観づくりに努めます。



旧工学部本館
(九州大学箱崎キャンパス跡地)



シーサイドももちの街並み
(百道浜)



アイランドシティの街並み
(香椎照葉)

3. 山の辺・田園ゾーン

<景観特性>

- 福岡市西部に広がる田園地帯は福岡市内最大の近郊農業地帯となっており、伸びやかな田園景観が広がっています。
- 油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的なみどりとなって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
- 山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

<景観形成方針>

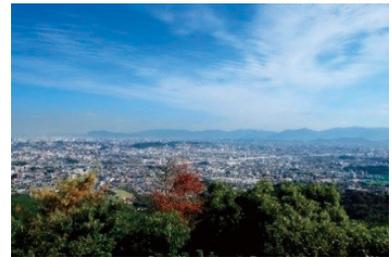
- ・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を生かした景観づくりに努めます。
- ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



身近に豊かな自然を感じる河川敷
(室見川)



伸びやかな田園風景
(元岡)



山並みと市街地が織りなす風景
(油山)

4. 海浜ゾーン

<景観特性>

- 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などのみどりが大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- 生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。
- シーサイドももち、北崎、志賀島、小戸周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。

<景観形成方針>

- ・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
- ・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
- ・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



穏やかな海と空の広がりを感じる道
(海の中道)



豊かな自然と美しい海を感じる海岸
(北崎)



海や砂浜を楽しむ人が多く訪れる空間
(シーサイドももち海浜公園)

5. 港湾ゾーン

<景観特性>

- 中央ふ頭・博多ふ頭(ウォーターフロント地区)には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、国内外の人々が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- 須崎ふ頭、東浜ふ頭、箱崎ふ頭は、物流倉庫や資材置場などが集積し、みなとらしい街並みになっています。
- 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際コンテナ港らしい湾岸景観を構成しています。

<景観形成方針>

- ・博多湾の自然環境と調和した美しいみなとづくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ・中央ふ頭・博多ふ頭(ウォーターフロント地区)においては、海辺を生かしたにぎわいや憩いの空間の創出など、市民や来訪者が楽しめる魅力ある景観づくりに努めます。
- ・アイランドシティや香椎パークポート地区においては、調和ある良好な港湾環境の創出や港の躍動感の演出を図るため、周辺と調和した建築物等の色彩計画や、緑化等による景観づくりに努めます。



博多湾を間近に感じる空間
(バイサイドプレイス博多)



クルーズ船とクルーズセンター
(中央ふ頭)



港湾の躍動を感じるコンテナクレーン
(アイランドシティ)

6. 歴史・伝統ゾーン

<景観特性>

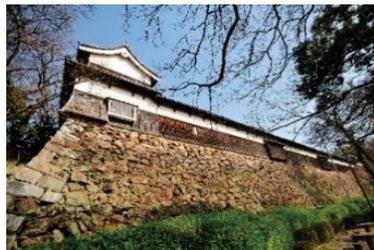
- 御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の町家など、歴史的な街並みを残しています。
- 住吉神社は、住吉造という古い建築形式の佇まいを現代に残しています。
- 舞鶴公園・大濠公園地区では、両公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想により、一体感のある緑地空間づくり、重層的な歴史資源を生かした空間づくりなどが進められています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールの街並みになっています。

<景観形成方針>

- ・歴史資源である神社や仏閣などを核とし、建築物の高さや形態・意匠などの景観誘導を行いながら、視点場からの見え方や周辺の通りなども含めて歴史や伝統を生かした魅力ある景観形成に努めます。
- ・舞鶴公園・大濠公園地区では、みどりと歴史資源を生かした空間づくりを進めるとともに、周辺地域においても風格とゆとりのある景観づくりを進めます。



博多旧市街のシンボル
(御供所地区)



江戸時代から現在の位置を
保っている唯一の櫓
(舞鶴公園・大濠公園地区)



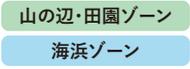
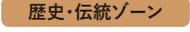
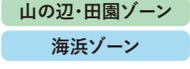
多彩な歴史に彩られた文化財
(筥崎宮地区)

3 章 大規模建築物等に関する事項

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物(以下「大規模建築物等」とする。)を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、届出対象行為、良好な景観形成のための行為の制限を以下のとおり定めます。

第1節 届出対象行為

下記に示す規模の建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、下記の届出対象行為の全てを景観法第17条による特定届出対象行為とします。(都市景観形成地区の届出対象行為については、第4章を参照してください。)

届出が必要な行為・規模	
建築物	1. 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあつては、高さが31mを超え、又は延床面積が10,000㎡を超えるもの。 
	2. 歴史・伝統ゾーンにあつては、高さが15mを超え、又は延床面積が1,500㎡を超えるもの。 ただし、※) 沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。 
	3. 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあつては、高さが10mを超え、又は延床面積が1,000㎡を超えるもの。 
	4. 福岡市都市計画高度地区の規定による許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされたもの。
	5. 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けたもの。
工作物	1. 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあつては、高さが31mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。 
	2. 歴史・伝統ゾーンにあつては、高さが15mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。ただし、※) 沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。 
	3. 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあつては、高さが10mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えるものとする。 

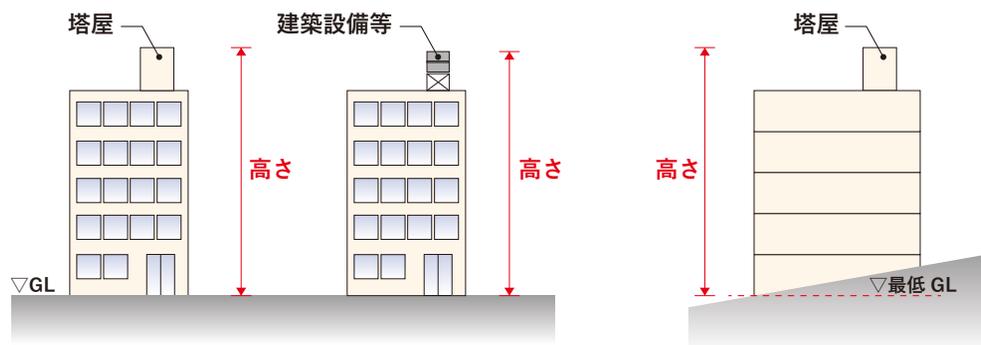
※) 沿道区域:33, 34, 35ページの図を確認してください。沿道区域は、道路及び参道の境界より30mの範囲です。ただし、敷地の一部が沿道区域に含まれる場合は、敷地全体を沿道区域として扱います。

■高さ・面積の考え方

建築物等の高さは、最低地盤面(建築物等が周囲の地面と接する位置の最低の高さにおける水平面をいいます。)からの高さにより算定します。

またこの場合、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物等の高さに算入するものとします。

面積について、増築の場合、同一敷地内の建築物の延床面積の合計が届出対象規模以上となる場合は、新築建築物が届出対象規模未満であっても、届出が必要です。



■都市景観アドバイザー制度について

福岡市では、行政、事業者・設計者等が共働して地域の良好な景観形成を促進していくために、「福岡市都市景観アドバイザー制度」を導入しています。専門家の意見を聴くことが必要と判断される事案について、福岡市都市景観アドバイザー会議を開催し、専門家による助言・指導を行っています。

対象となる建築物等の考え方は、以下のとおりです(景観計画デザインガイドライン第6章参照)。

I類：公共性が高く地域の中核となる施設(駅、地域交流センター等)

II類：アイストップとなる立地や超高層建築物(高さ60m超)など地域のランドマークとなる施設

III類：数次に亘る継続的開発行為等(住宅団地・大規模商業・業務施設等)

IV類：周辺地域の既存の景観的要素と著しく異なる、又は著しく阻害するおそれがある計画

V類：歴史・伝統地区の歴史的景観を保全・形成するために、特に配慮が必要となる計画

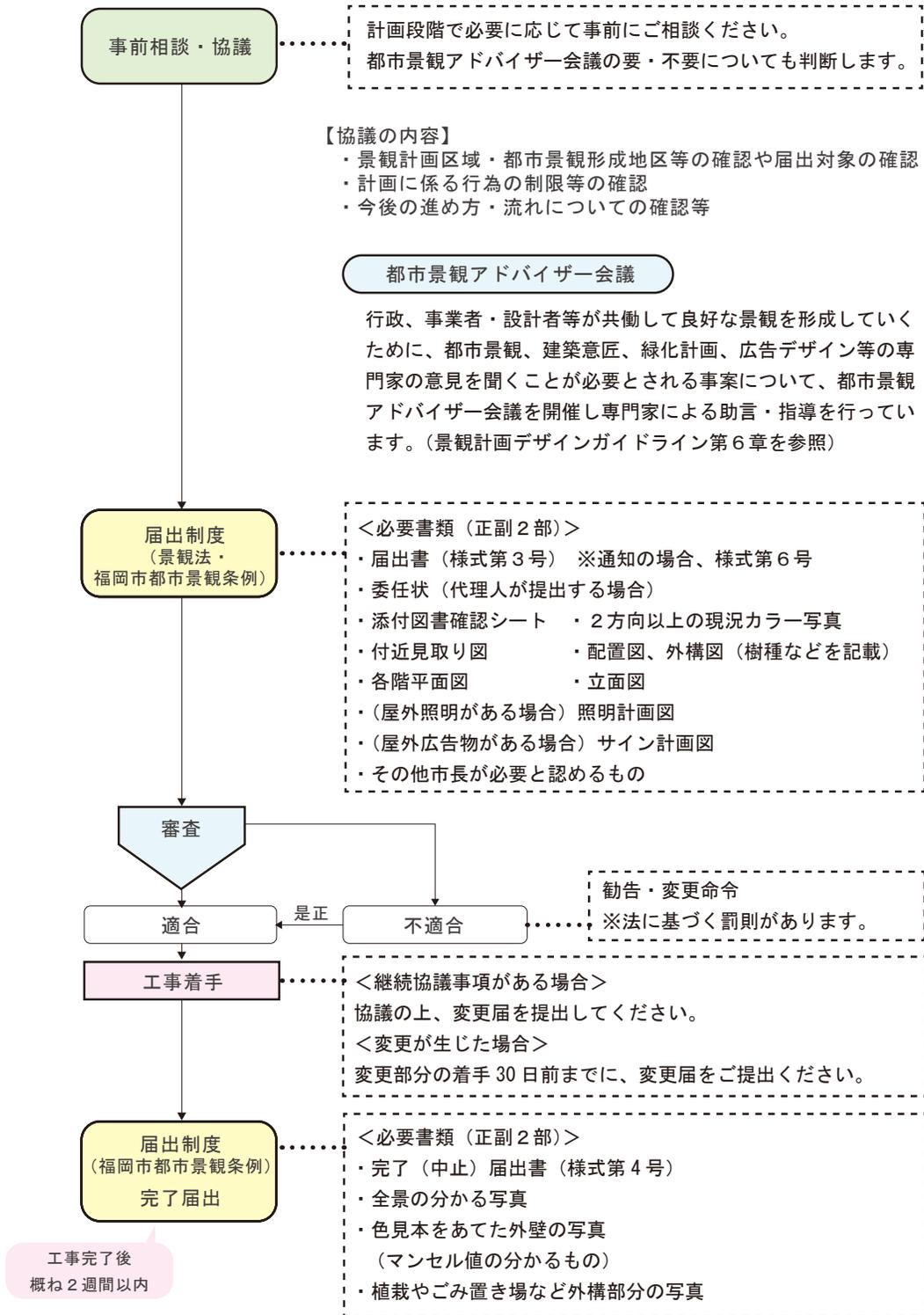
■関連する制度について

都市景観に関連する制度などは、以下のものがありますので、建築物等の計画にあたっては、各項目についてご確認ください。(福岡市webマップで確認することができます。)

制度名	概要	根拠	分類	担当課
高度地区	用途地域内において、市街地環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるもの。	都市計画法	規制	都市計画課
風致地区	都市の風致を維持するために地区を指定し、建築行為について必要な規制をすることができる。	都市計画法	規制	みどり推進課
建築協定 緑化協定 景観協定	地区の環境を維持増進し、又は改善するために土地所有者が全員合意の上で、建築物の敷地・本体・設備又は緑化に関する事項で必要なものについて協定を結ぶもので、法律に基づく民間協定。	建築基準法 都市緑化保全法 景観法	誘導	建築調整課 みどり推進課 都市景観室
屋外広告物の規制	良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)の表示・設置について規制する。 禁止地域、禁止物件の指定を行い、広告物の種類、規模を規制している。	屋外広告物法	規制	都市景観室
特定まちづくりルール	地域が主体的に策定する計画(地域まちづくり計画)に基づいたルールで、事業者との事前協議が必要な建築行為に係るルールや協議対象行為を定めている。	福岡市地域まちづくり推進要綱	誘導	地域計画課
地区計画	良好な市街地環境の形成又は保持のため、道路、公園などの地区施設及び建築物の整備、土地利用についての計画等を定めるもの。	都市計画法	規制 誘導	都市計画課
総合設計	一定の要件を満たす敷地内の建築計画において、公開される空地の整備等を評価し、容積制度及び高さ制限の緩和を行うことにより、設計の自由度を向上させ、良好な市街地環境の形成に積極的に寄与する建築物の誘導を図ることを目的とした制度。	建築基準法	誘導	建築指導課

■ 景観誘導の流れと必要書類

行為着手の30日前までに届出をしてください。都市景観アドバイザー会議にかかる場合はこの限りではありません。



第2節 大規模建築物等に関する行為の制限



1. 全ゾーン(階層1)

全ゾーン(福岡市全域)の行為の制限を、以下の通り定めます。

対象	届出が必要な行為・規模
建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の自然環境や街並みと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。 2. 地域の特性を生かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。 3. 前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。 2. 建築物等の上部は、本体や街並みと調和のとれた形態となるように努める。 3. 外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。 4. 歴史的建築物等が多い場合には、街並みとの調和を図る。 5. 地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。 6. 屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。 7. 共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。 8. 高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。 9. 外観の色彩については、別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合する範囲とし、周辺の自然環境や街並みと調和するよう配慮する。 10. 歴史・伝統ゾーンの周辺では、歴史・伝統ゾーンからの見え方に配慮した建物の形態・意匠や外観の色彩等とする。
付属設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 室外の空調機や物干し金物等をバルコニーに設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。 2. 配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。 3. 建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。
付属施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。 2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。

外構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。 2. 生垣やシンボルツリー等により街並みの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。 3. 塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。 4. 駐車場は街並みの連続性、雰囲気をおこさないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。 5. 前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。 2. LED等光源が点滅したり色彩が変化したりする照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。 3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。 4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。
屋外 広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する

2. 各ゾーン(階層2)

各ゾーンの行為の制限を、以下の通り定めます。

■都心ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等による街並みの賑わいの演出に努める。 2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後の街並みの賑わいづくりに努める。 3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	<ol style="list-style-type: none"> 1. オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1. パブリックスペースにおいて、賑わいを感じる照明計画とする。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 可能な限り低層部に集約し、街並みの賑わい形成に配慮する。

■一般市街地ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 街並みの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
外構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

■山の辺・田園ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
外構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

■ 海浜ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。 2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

■ 港湾ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。
夜間景観	1. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

■ 歴史・伝統ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 歴史資源や周辺の街並み、視点場等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 歴史資源や周辺の街並みと調和するものとする。
外構	1. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺の街並みに調和するものとする。
夜間景観	1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。

■ 歴史・伝統ゾーンのエリア図（視点場の図）

歴史・伝統ゾーンは下記の5地区とし、エリアについては以下のとおりとする。

また、福岡市都市景観条例第15条第1項の区域(以下、「沿道区域」という。)を以下のとおり指定する。

- ① 筥崎宮地区
- ② 住吉神社地区
- ③ 御供所地区
- ④ 舞鶴公園・大濠公園地区
- ⑤ 姪浜地区（旧唐津街道）

歴史・伝統ゾーン

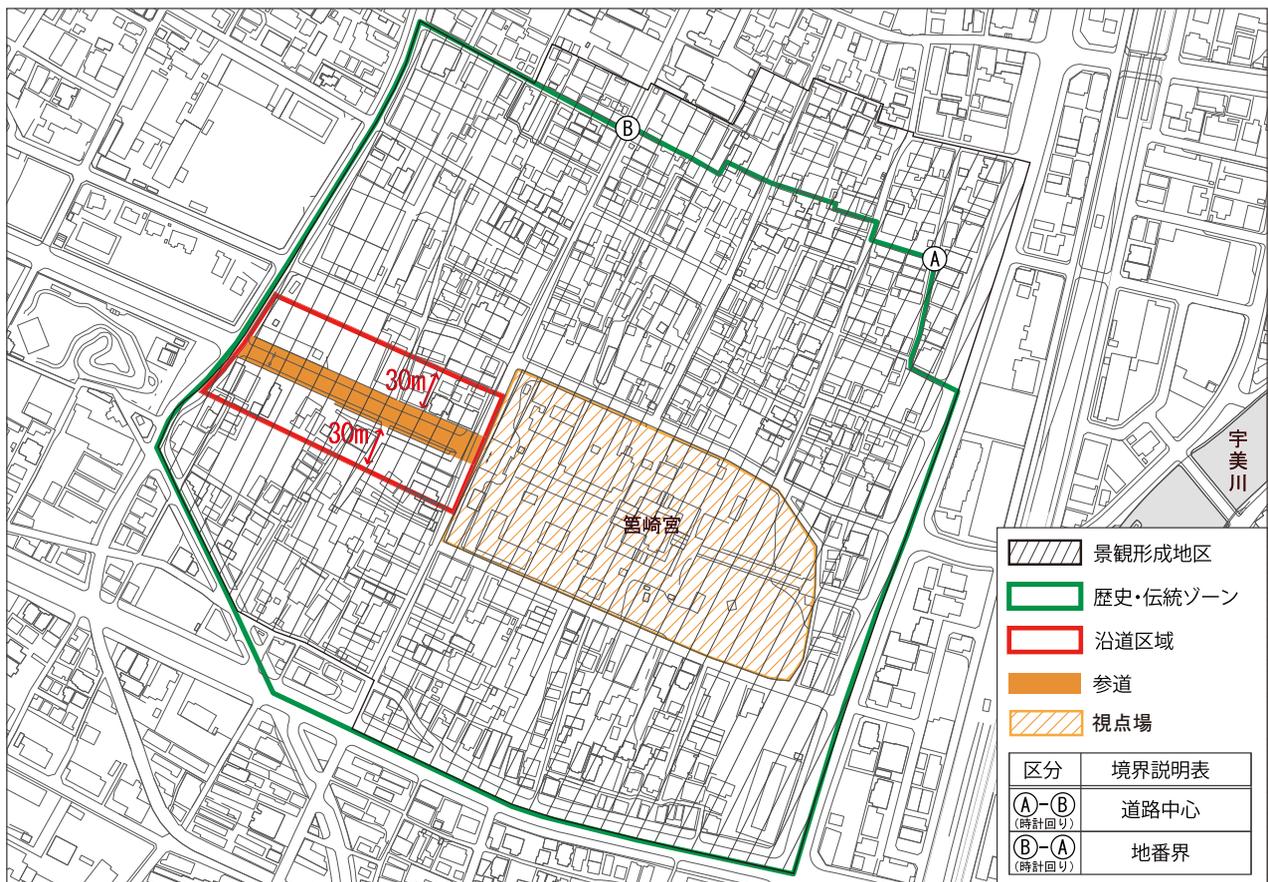
届出対象規模 : 建築物の高さ > 15m
又は
延べ面積 > 1,500 m²
(工作物についてはP〇〇参照)

沿道区域

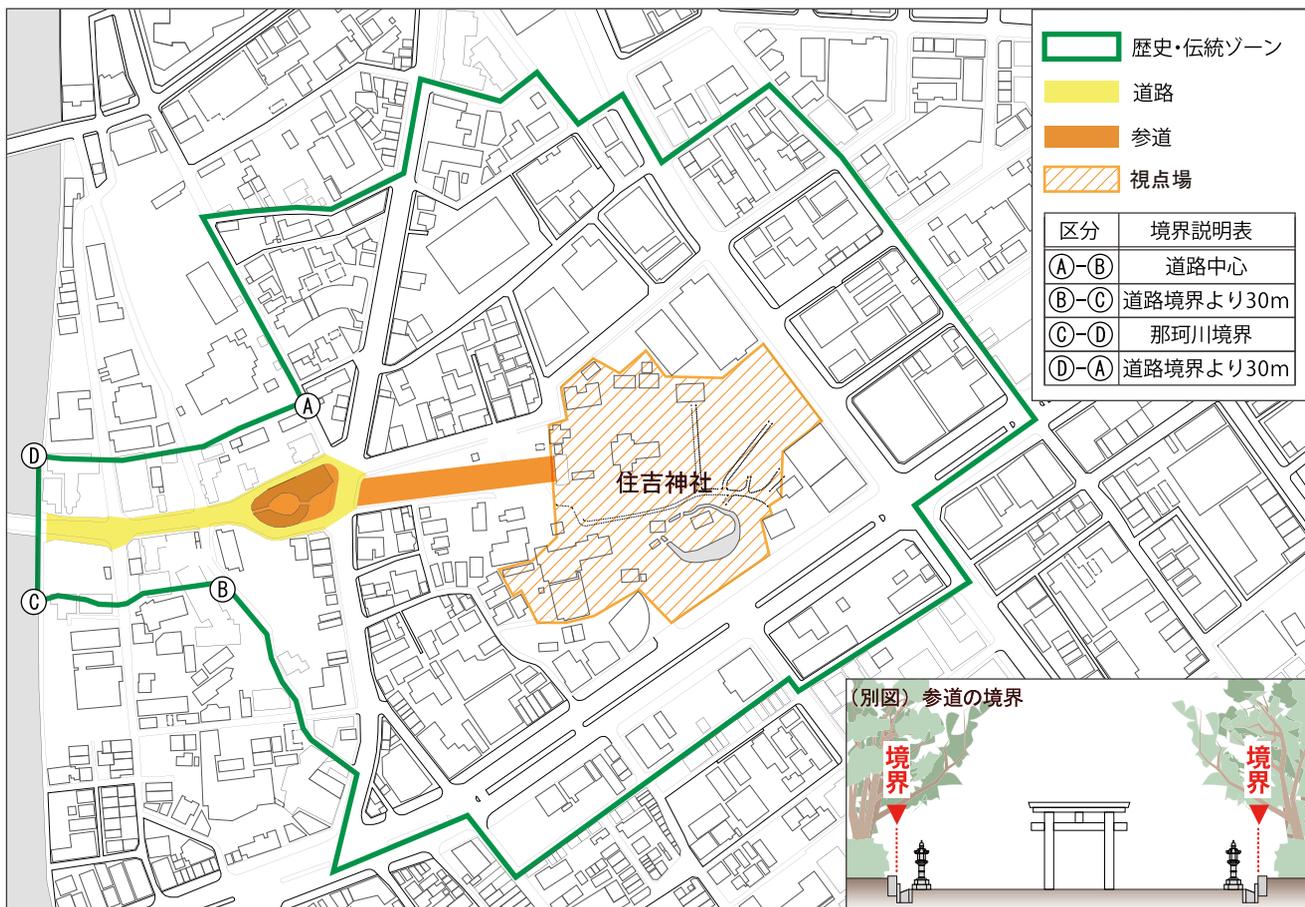
届出対象規模 : すべても建築物等
ただし、通常の管理行為等を除く
(工作物についてはP〇〇参照)

※沿道区域は、道路及び参道の境界より30mの範囲とする。ただし、敷地の一部が沿道区域に含まれる場合は、敷地全体を沿道区域として扱う。

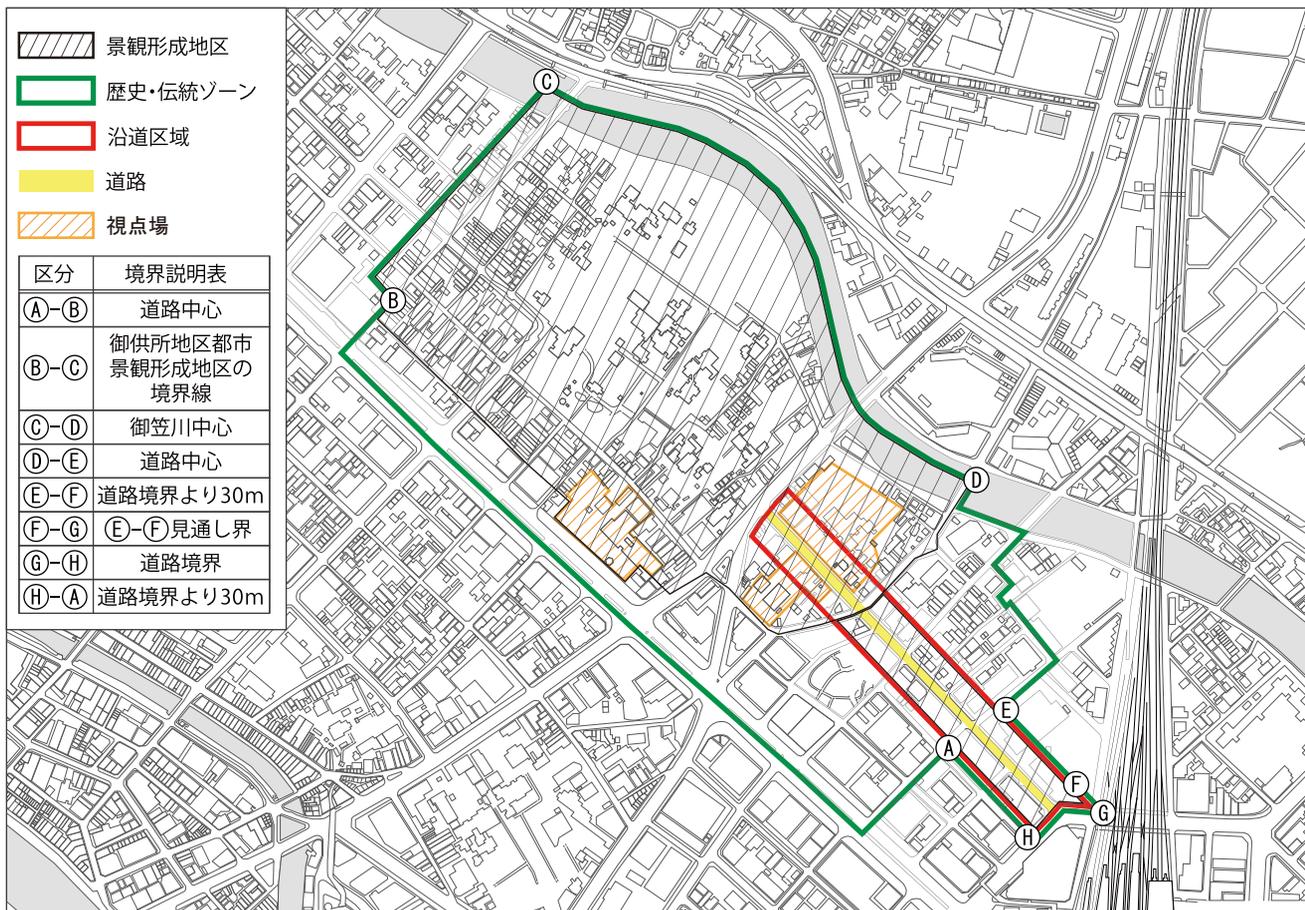
① 筥崎宮地区



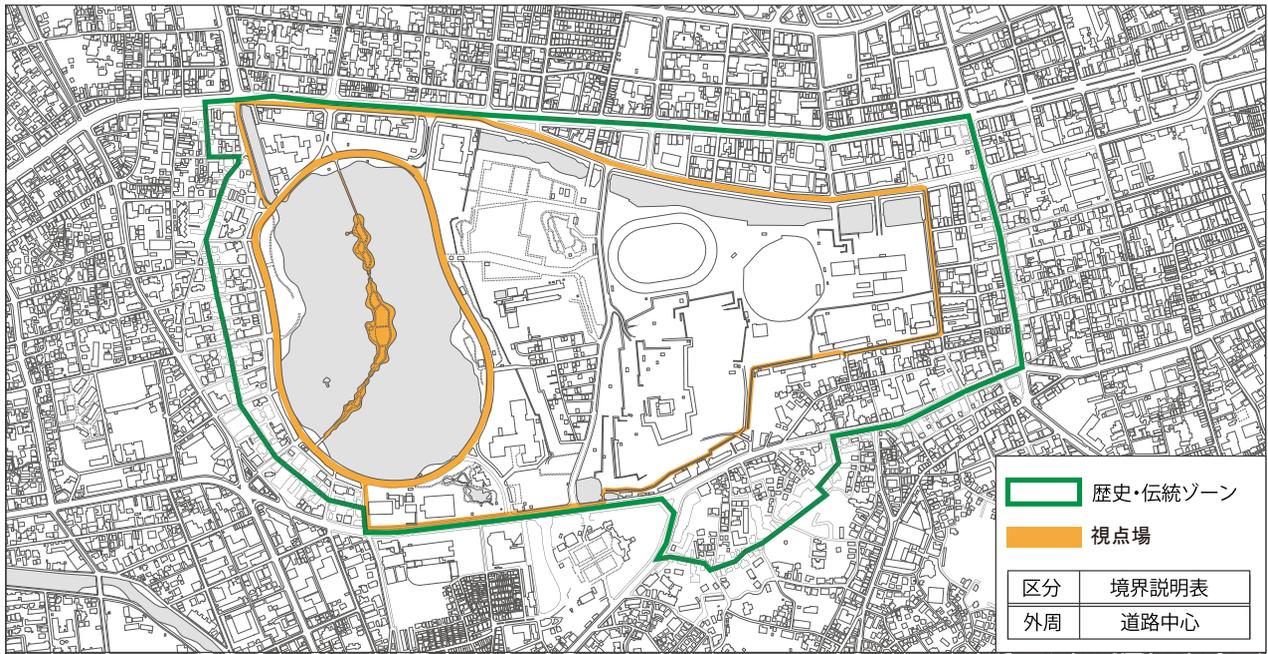
② 住吉神社地区



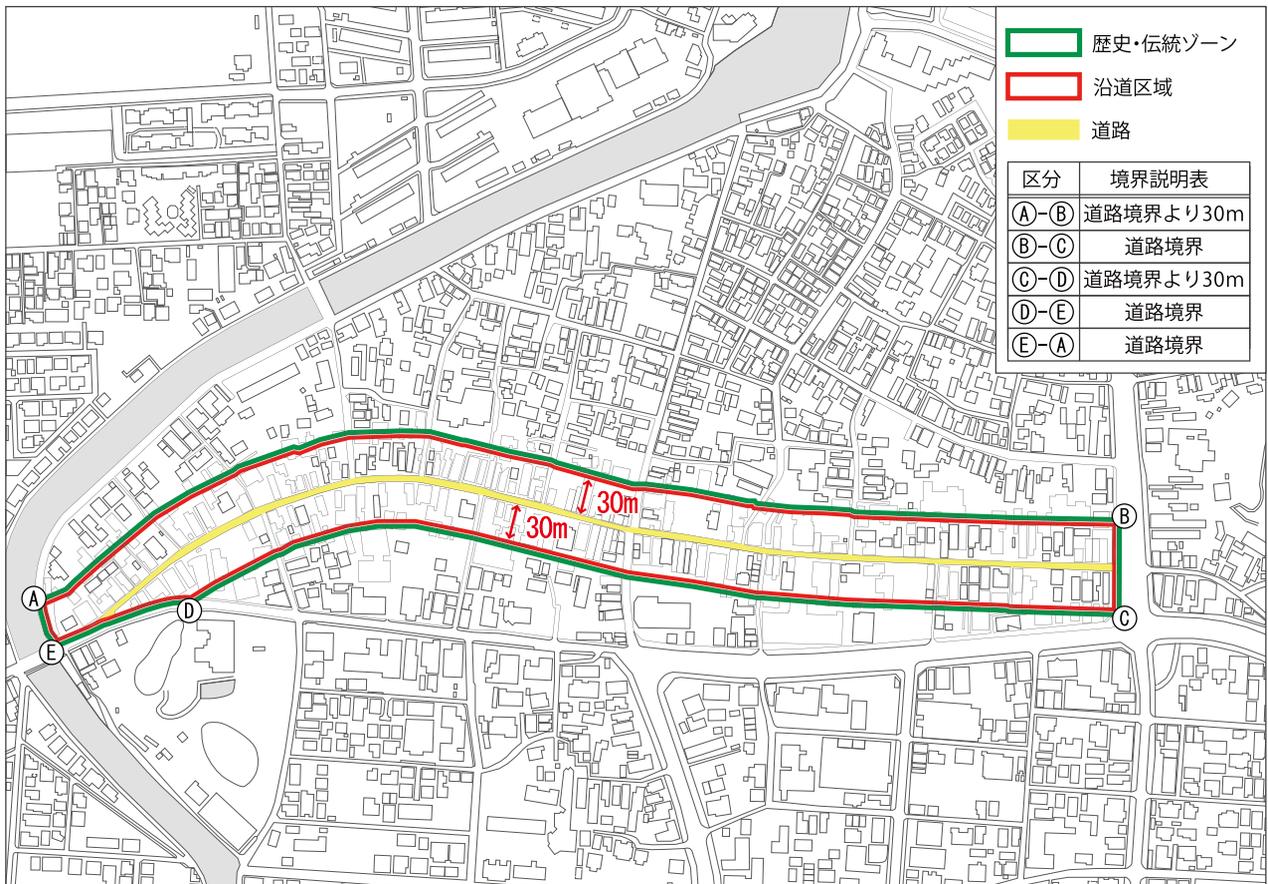
③ 御供所地区



④舞鶴公園・大濠公園地区



⑤姪浜地区 (旧唐津街道)



第3節 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、表1及び表2に掲げる色彩基準(日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値)のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合(蛍光色は除く)
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

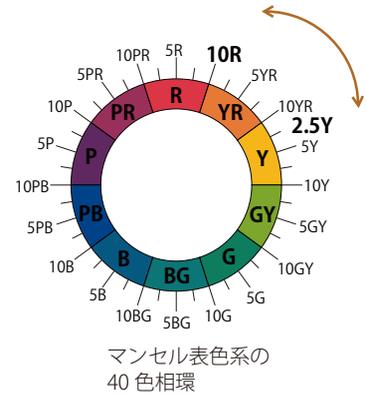


表1 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

区分	色相	明度	彩度
都市ゾーン 港湾ゾーン	建築物	全ての有彩色	6以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

表2 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン、歴史・伝統ゾーンにおける色彩基準

区分	適用部位	色相	明度	彩度
一般市街地ゾーン 山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン 歴史・伝統ゾーン	建築物	10Rから2.5Yまで	2以上8.5以下	4以下
		上記以外の有彩色	2以上8.5以下	2以下
		無彩色	2以上8.5以下	—
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5以下	6以下
無彩色		8.5以下	—	
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3以下
		無彩色	—	—

注1) この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいいます。
注2) 海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

※マンセル値の見方については、資料編を参照してください。

<コラム> 周辺との色彩調和を考える

「色彩」は、街並みの印象や地域特性を表すものであり、景観の質を高める重要な要素です。本計画の色彩基準は、全市共通して守るべき基準として設定しており、場所によっては、圧迫感や異質感を与えてしまうこともあります。

建築物等の色彩計画にあたっては、長年にわたり、市民が愛着を持ち、魅力を感じる、福岡らしい景観を育てていくため、流行にとらわれない、地域性に見合った色彩計画となるよう配慮をお願いします。

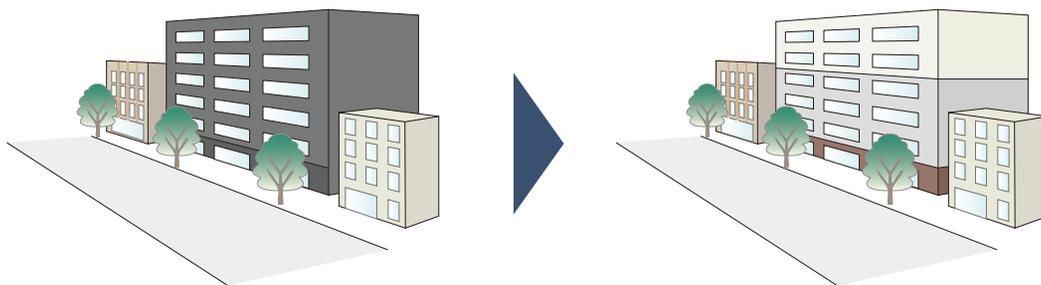
検討にあたっては、「色彩ガイドライン」も合わせてご活用ください。

○周辺の街並みと色相やトーンを合わせましょう

計画地周辺の建築物の景観を加味し、その中に違和感なくおさまるような色彩とすることで、まちの一体感が生まれ、洗練された街並みになります。

○圧迫感や異質感を低減しましょう

色彩はその面積が大きくなると、その色の特徴が強調されてしまうため、暗い色(低明度)や派手な色(高彩度)を大面積で使用するのを避け、色や素材で分節化する等、圧迫感を与えないよう配慮しましょう。



低明度で大面積だと、圧迫感を与えますが…

色相やトーンを合わせ、分節化することで、
周辺と調和します